

第四十一回 参議院社会労働、農林水産委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十七年八月三十日(木曜日)
午前十一時四十八分開会

委員氏名

社会労働委員

委員長 加瀬 完君

理事 鹿島 俊雄君 理事 高野 一夫君

理事 小柳 勇君 理事 藤田 太郎君

加藤 武徳君 紅露 みつ君

佐藤 芳男君 高橋 進太郎君

竹中 恒夫君 丸茂 重貞君

山下 春江君 山本 杉君

横山 フク君 杉山 善太郎君

藤原 道子君 柳岡 秋夫君

小平 芳平君 村尾 重雄君

奥 むめお君

農林水産委員

委員長 櫻井 志郎君

理事 中野 文門君 理事 堀本 宜美君

理事 安田 敏雄君 理事 北條 雋八君

理事 森 八三君

青田 源太郎君 井川 伊平君

植垣 弥一郎君 岡村 文四郎君

梶原 茂嘉君 木島 義夫君

重政 庸徳君 仲原 善一君

温水 三郎君 藤野 繁雄君

山崎 斉君 大森 創造君

北村 暢君 戸叶 武君

野上 元君 矢山 有作君

渡辺 勘吉君 牛田 寛君

天田 勝正君

出席者は左の通り。

社会労働委員

委員長 加瀬 完君

理事

鹿島 俊雄君

高野 一夫君

小柳 勇君

藤田 太郎君

紅露 みつ君

竹中 恒夫君

丸茂 重貞君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

杉山 善太郎君

柳岡 秋夫君

小平 芳平君

村尾 重雄君

奥 むめお君

櫻井 志郎君

中野 文門君

北條 雋八君

井川 伊平君

岡村 文四郎君

仲原 善一君

温水 三郎君

藤野 繁雄君

山崎 斉君

北村 暢君

矢山 有作君

渡辺 勘吉君

牛田 寛君

衆議院議員

社会労働委員

長代理理事 小沢 辰男君

国務大臣

厚生大臣 西村 英一君

農林大臣 重政 誠之君

内閣法制局長 山内 一夫君

公正取引委員長 佐藤 基君

厚生政務次官 渡海 元三郎君

厚生大臣官房長 熊崎 正夫君

厚生省環境衛生局長 五十嵐 義明君

農林政務次官 大谷 實雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省畜産局長 森 茂雄君

うと、その後本法は改正されずして、本法の運用については、八月二十八日に農林事務次官と厚生事務次官との間に、次のような覚書がとりかわされたのであります。その覚書は、「一、厚生大臣は、食肉販売業及び氷雪販売業に關し、本法に基づき、又は本法を施行するため、法令を制定し、若しくは改廃し、又は認可その他の処分を行なうとすることは、文書を以てあらかじめ農林大臣の同意を得るものとす

二、厚生省は、食肉販売業及び氷雪販売業に係る本法の施行に關し、通達を発する場合に、農林省の同意を得るものとす。」「こういふふうになつておるのであります。その後、この覚書に基づいて環境衛生同業組合及び同連合会の設立については、厚生大臣から協議があり、しこうして、農林大臣はそれに同意をせなくちやできないのであるが、つまり農林大臣の同意を得なくちやできないのであるが、農林大臣の同意を待たずして、厚生大臣は、環境衛生同業組合及び同連合会の設立を認可しているのではありません。同意を得ずして認可しているのではありません。昭和三十五年の七月に、全国食肉環境衛生同業組合連合会から、食肉販売業に關する適正化基準の設定認可について厚生大臣に対する申請が行なわれ、厚生大臣から、中央環境衛生適正化審査会に對して諮問が行なわれたのであります。同審査会は、営業方法の制限、すなわち、休日、営業時間等に對する制限に限って設立すべきものであると答申したのであります。この答申に基づいて厚生大臣の協議があつたから、農林大臣はこの協議には同意し

てゐるのであります。かういふふうな経過でありますから、これから質問に入るのではありませんが、農林、厚生両事務次官の覚書によれば、環境衛生同業組合の設立を認可する場合は、農林大臣の同意を要するにもかかわらず、農林大臣の同意をなくして、厚生大臣が一方的に認可したといふことはいかなる理由であるか、覚書違反ではないかといふことが第一の質問であります。

次は、厚生、農林両大臣及び自民党の三役の覚書によつて見ますと、厚生大臣は「中間を省きますが、一次期国会において本法を改正し、食肉販売業及び氷雪販売業を削除するものとする」と、かういふふうな約束をしておりながら、今日まで右改正法律案を厚生大臣が出さなかつた理由はどこにあるか。この二つの点をまずお尋ねしたいと思ふのであります。

○國務大臣（西村英一君） 答へます前に、委員長から御注意がありましたことをごさいます。併せて、このことであるわけではございませんが、どうも皆さん方、お待ちせしめて、まことに相済みませんでした。

ただいまの藤野さんの御質問でございします。私も、その覚書等につきましては、昭和三十五年の七月に、全国食肉環境衛生同業組合連合会から、食肉販売業に關する適正化基準の設定認可について厚生大臣に対する申請が行なわれ、厚生大臣から、中央環境衛生適正化審査会に對して諮問が行なわれたのであります。同審査会は、営業方法の制限、すなわち、休日、営業時間等に對する制限に限って設立すべきものであると答申したのであります。この答申に基づいて厚生大臣の協議があつたから、農林大臣はこの協議には同意し

びらかに知らないのではありません。もしよければ政府委員からお答えいたしたいと思ひます。私たちの厚生省で食肉販売業を環境法の中に入れておる精神は、価格の点云々というふうな、そういう問題をとり扱うという意思はあまりないのであります。ただ、衛生の上から、これを等閑に付するわけにはいかないという精神でございしますから、そのつもりでわれわれはやつておるわけでございます。その点だけお尋ねの、組合の設立の認可につきましては農林大臣の同意を得ないことは覚書違反ではないか、かういふ御質問でございします。私も、もちろんそのときの当事者ではございませんので、記録その他によりましてお答えをするわけではございませんが、当時の事情を記録によつて見ますと、覚書の線に沿ひまして、厚生省からは農林省のほうに御連絡をいたし、御意見を求めたわけではございます。これに對しまして、農林省のほうからは、当時中小企業団体の組織に關する法律が成立する過程によりまして、その法律に基いて組合を組織するように指導したい、かういふ旨の御返事があつたように記録に残つております。そこで、厚生省といたしましては、この中小企業団体の組織に關する法律に基いて組合を組織すべきか、あるいは環境法に基いて組合を組織すべきかという二つの道があつたわけでございますが、食肉の組合の業界

から、環境法に基づいて組合を設立したい、それで認可を促進してほしいという陳情が出たわけではございまして、厚生省といたしましては、その認可の書類その他を十分審査したたけでございします。法上の欠点があるという理由でなく、これを認可しないという理由でなく、いささか承知いたしております。

○藤野繁雄君 しかし、両次官の覚書によれば、農林大臣の同意を得る、得なくちやできないと書いてあるのに得ないままにやるといふことは、行政庁の連絡がまずいじやないか、将来においても、かういふふうな連絡のまずいような方法で運営される方針であるか、承りたいと思ふのであります。

○政府委員（五十嵐義明君） 当時の経過につきましては、ただいま申し上げたやうな事情でございまして、いろいろの当事者の間に事情があつたことと思ふのでございします。少くとも、私が従来この問題につきましても、何回か畜産局長とお話をいたしてあります。この運営につきましては、農林省のお立場、お考えというものを十分承知いたしておるつもりでございします。今後分御趣旨を尊重して、連絡を密にして運営して参りたいと、かように考えておるわけではあります。

○藤野繁雄君 次は、今回提立された環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の一部を改正する法律案によつて見ますと、従来はどういうふうになつてゐるかといふと、適正な衛生措置の阻害と、かうなつてゐる。今農林大臣がお話のとおりなので

す。それに今回は新たに営業の健全な経営の阻害といふことを加へられた。この点からいへば、さつき厚生大臣がお答えになつたのととは反對になつておるのであります。しこうして、そのためには適正化規定の認可、員外者に対する事業活動の改善の勧告及び規制命令等が発せられるようになってかういふふうなことになるれば、さつき厚生大臣がお話になつたのと全く正反對の法律案が提案されておるのであります。また、農業の生産部門から考えてみますと、農業の生産基本法の立法の精神に基づいて、農業の生産の増加をはかり、国民生活の安定をはかり、かつ、国民の食生活の改善をしよう、かういふふうなことになるのであります。しからば、今申されたやうな法的改正をすれば、かういふふうなものは根本的にこわされるのであります。また、国民生活から申しますと、国民大衆の食生活の安定に支障がある。かういふふうには私は考えるのであります。それでありますから、先の経過のときにも申し上げましたやうに、中央環境衛生適正化審査会においても、答申には、休日、営業時間というやうなもの、制限だけをせろという答申をして、これによつて厚生大臣と農林大臣は同意があつて認可されておるといふやうなことになるれば、今回の改正といふものは中央環境衛生適正化審査会に諮問されて、まず中央環境衛生適正化審査会の意見はどうであつたか、また、厚生大臣は改正案についてはどう考へておられるのであるか、さつきはかういふふうなことはしたくない、藤野もそれを了承し、かういふふうな

から、環境法に基づいて組合を設立したい、それで認可を促進してほしいという陳情が出たわけではございまして、厚生省といたしましては、その認可の書類その他を十分審査したたけでございします。法上の欠点があるという理由でなく、これを認可しないという理由でなく、いささか承知いたしております。

ことであつたのでありますが、この点はどうか。また、この点については、厚生大臣は、自民党、社会党、民社党の三党からどういふふうな協議を受けておられるのであるか、その協議を同意されたのであるかどうか、この点お伺いしたいと思ふのであります。また、本法律案の制定当時には、前にも申し述べたとおり、閣議にかかつておるのでありますが、今回は閣議にかけて、閣議においてもこれは了承されたのであるかどうか、これをお伺いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(西村英一君) 非常に専門にわたつた御質問でございますが、私、今度のこの法案は議員立法でございますが、その精神は、主としてサービス業についていろいろ調節しなければならぬ問題があるので議員の方の立法になつたと思ふのであります。今のお尋ねは非常に詳細なことでございまして、政府委員から答弁をさせたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐義明君) だんだんのお尋ねでございますが、最初に、今回の改正の主要な点でございます衛生措置と健全な経営の問題でございますが、この点につきましては、私ども立案者の御意思をそんたくしてこれを理解しております限りでは従来、勧告あるいは、規制命令を出します基本的な要件として、この二つが重なる存在するといふ場合に勧告あるいは規制命令を出すといふことになつておりましたものを、それぞれ書き分けたといふふうに理解しておるわけでございまして、衛生措置の上に、さらに健全な経営の問題を書き加えたといふふうには理解いたしていいわけでは

ございまして。そこで、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、厚生省といたしましては、衛生措置の問題からこれを強く取り上げまして、この法律の運営に当たつていきなさいといふことと、それに反するじやないかという御質問の趣旨かと存じますが、私ども実際に業界と接触いたしました感じでは、衛生措置もちらり独立して重要な問題がございまして、しかし、健全な経営なくして、衛生措置のみを求めるといふことは、非常にむずかしい問題だと考へるのでございまして、この間に密接不可分の関係があるといふふうに理解しておりますので、今回の改正にあたりまして、立法の趣旨、あるいは第一の目的に沿いますように、私どもといたしましては、運用上、衛生措置に遺憾のないように、公衆衛生の向上に役立つように運営して参りたい、かように考へておるわけでございまして。

また、この法律が施行されましたらば、大臣はどのように運営するかというお尋ねがございましたが、これは先ほどの大臣の御答弁、あるいはただいま私が補足いたしましたところで尽すかと思ひます。

また、三党からどの程度の協議を受けたかといふことでございますが、よりよいお話は承りましたが、これは閣議で決定というふうな運びには至っていないように私は承知いたしております。

○藤野繁雄君 時間がなから、あまり突込んで質問はできないが、この前は閣議でそういうふうな話があり、今回閣議でそういうふうな決定がないというところは、私は遺憾に存ずるといふ

ことを申し述べておきます。しかし、これがいよいよ通過して実行されるといふ段になれば、さつきも申し上げましたように、日本の農業の成長部門である畜産業の振興に重大なる支障があるといふことは、御了承の上に運営に当たつていただきたいと思ふのであります。

次に、農林大臣にお願いしたいのであります。農林大臣は、農林委員会、私の質問に対して、こう答えておられるのであります。私もよく懇談いたしておりますが、何らかの方法で、環境衛生からやる権限と、経済関係からやる権限とは、明らかに区別してやらうように、せつかく今協議をいたしておりますので、どうぞ委員会におかれどもよろしくお願いいたします。この答弁いたしておるのであります。その後、農林大臣はどんな協議をされたか、その結果を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(森茂雄君) 本法の運用の点に關しての御質問でございますが、これは先ほどお話のように、三十二年に立法されたときも議員立法でありましたし、今度の改正案も議員改正でございます。今、農林当局といたしましては、現在審議中でございますので、これが通過後に同様の措置につきましては、事務当局同士相談をいたしております。私の現段階におきます両当局の当事者は緊密な連絡をはかつて、前の御抗議がございましたような状況と違つて、円滑な運営をして参りたい。その内容といたしましては、現在畜産局、農林省側でなめております状況といたしまして、特に食肉の消費は

異常な増加を続けておる際でありますので、当該業者から、衛生措置等の関係、あるいは今回独立しての健全な経営をはかるために最低価格等を決定し、それより以下に減らせないといふような状況がある。ようなお話も聞いてはおりますけれども、当局からなめた状況といたしましては、一店当たりの食肉の販売量も、非常な勢で増加しておる現在、消費の増進こそすれ、最低価格を設けて、販売価格の制限等の認可の申請がしましうとも、農林当局及び厚生当局は、これだけの健全な経営を阻害するといふ状況、あるいは阻害するおそれありといふ状況が現状においては見られませんので、運用といたしましては、現在二、三年のうちにそういう状況が出るとは考えられないわけでありまして、したがいまして、現在まだ新しく改正される運用に關する覚書は締結はいたしておりませんけれども、現在の両当局の緊密な連絡で万全な運用を期して参りたいと思ひます。ただ、何せ議員立法でございますので、各省全般にわたつての協議を経て閣議を決定され、政府提案をいたしておりません關係上、前の立案當時後における運用が適當でなかつたといふ点もありませんので、十分御審議も十分万全の策を講じていかないと、とかく前のような状況を、また非常に現在緊密な連絡をとつておりますけれども、人がかわればそういうことにもまずい場合が出てくるのじやないか、こういうようなおそれはわれわれ痛感しておるわけでありまして、したが、政府部内におきまして、万全

な、十分な各省一致の、公取あるいは別途中小企業団体組織に關する法律がありまして、不況条件につきまして、サービス業あるいはその他の販売業についても、厳格な運用をされる法律もありまして、それらとの関連を十分政府部内において統一をして運用されるべきものだと考へるわけでありまして。

○委員(加瀬完君) 委員長より政府委員にお願いをいたしますが、質問者の持ち時間が非常に制限をされておりますので、御答弁は簡単に、しかも明確にお願いをいたします。

○藤野繁雄君 次は、経済企画庁長官にお尋ねします。この法律が成立したならば、国民経済に悪影響を及ぼすことがなきにしもあらずといふことを心配しておるのであります。すなわち、食肉の生産に支障を來たし、国民の消費生活に支障を來たし、国民の体位向上に支障を來たし、あらゆる方面から悪影響があると思へておるのであります。が、企画庁長官はこれに対してどういふふうな考へを持っておられるか、お伺いをしたいのであります。できるだけ簡単にお願ひいたします。

○説明員(羽柴忠雄君) この法律につきましては、先ほどの経緯にもございまして、政府部内におきましてその影響等につきましてはいろいろ検討をいたしておるわけでございまして、今直ちにこれが悪影響を及ぼすかどうかといふことにつきましては、まだはっきりした御答弁を申し上げる段階に至つておらないのであります。

○湯水三郎君 厚生大臣の答弁によると、この法律は衛生の立場からのみ関

おっしゃいましたような心配もあるという事でございますので、その点はひ

とつ私としてもできるだけ考慮してみたいと思っております。

○政府委員(大谷實雄君) ただいまの御質問の問題につきましては、両大臣におきまして明確にいたす必要がある、かように存する次第でございます。

○温水三郎君 重ねて御答弁をお願いいたしますが、閣議決定を経て、畜産業に影響を来たさないという行政的万全の措置をおとりになる考えであるかどうか、両大臣に重ねて御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(西村英一君) 閣議決定をしてやるかどうかということは、もうしばらく考えさせていただきますのであります。行政につきましては、従来もそういうあれをとっておりませんし、また、今後も、そういう販売について影響を及ぼすというようなことを私は考えておらないのであります。閣議決定をどうするかというところ、うことは、しばらく考えさせていただきます。

○政府委員(大谷實雄君) 畜産局長から御答弁をさせます。

○政府委員(森茂雄君) 本法の改正は議員立法でございますし、ただいまだんだんと御意見がありましたように、閣議決定を経て提案されない関係もございますので、いろいろ過去におきまして、国会の皆さん方に御迷惑になる時間をおかけする関係上、閣議決定を経てやるのが、今後のいろいろ運用措置について万遺憾なきを期するものと考えまして、私、農林大臣に対しては、そういうふうな上申いたしておきます。

○温水三郎君 厚生大臣の御答弁に対しては、不満の意を表します。私は、社労委員会において、食肉業を除くという修正が行なわれることを希望いたしまして質問を終わります。

○渡辺勸吉君 先ほども委員長からも触れましたように、肝心の農林大臣がまだ見えないのに私の質問を提起することは、きわめて不適当だと思っております。大臣は一体何時ごろ見えますか。

○委員長(加瀬亮君) 速記やめて。〔速記中止〕

○委員長(加瀬亮君) 速記を起こし。

○渡辺勸吉君 それでは、せっかく定刻から御出席をいただいております公正取引委員会の委員長にまず御質問申し上げます。

この環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が三十二年の六月に成立をいしましてから今日まで、この法律の第三条に基づきますところの環境衛生同業組合の組織が各地に逐次進捗して参っております。同業組合が適正ならざる料金協定を行なつて、公取委が違反の勧告、あるいは審決を行なつた事例があるかどうか、あればその具体的な事例を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤基君) この環境衛生同業組合の問題であります。サビビ料金が高くなつて参りましたが、これは人件費が高くなる関係でやむを得ない点もあつたけれども、少なくとも、消費者物価という見地から、これが高くなるのは極力押えなければならぬという意味におきまして、われわれといたしましては、同業組合のいわゆる価格協定の問題につきましては、特に意を用いておるわけでは

ります。そこで、三十三年から現在までに問題になつたのが十七件あるわけでありまして、しかし、その内訳を申しますと、まあ善意か悪意かちよつとわかりませんが、この制度を十分知らないために、あやまつて価格協定したという事件も相当ありますので、そういうものにつきまして、これを問題といたしまして、事情をよく話して注意するといふと、そういうことだったかといふと、その価格協定をやめておるといふ事件もありまして、しかしながら、まだ結末がついていない事件がだいぶありまして、今年の八月十八日現在におきましては六件問題になっております。そのうちの五件は、成規の手続によりましてやつておりますし、その他残りの一件につきましては、まだ予備審査中でありまして、いかなる措置を講ずるかという点にはまだいっておりません。そういう事情であります。

○渡辺勸吉君 たとえば、このサビビの対象のうちの理髪料金に例をとりますと、現在理髪料金は二百五十円ないし二百七十円に一律に値上げをされておる状態でありまして、これは個々の業者がそれぞれの独自の立場で値上げをした形をとつてはおりますけれども、実際は同業組合のやみ協定によつて実施されておるといふのが実態であると思ひますし、この事態は、独禁法の運営から申しまして、当然公取として取り締まらなければならぬ事態であると思ひますが、この点に対する委員長御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(佐藤基君) ただいまのお話、ごもっともでありまして、たとえば東京で申しますと、基準料金は

は百六十円でございます。ところが、実際百六十円の床屋なんていうのはごく少なく、大部分は二百円とか二百五十円とか、あるいは三百円とかいふのであります。しかも、それは一定の地域において大体同じ料金であるように思われるのであります。そこで、われわれの立場といたしましては、どうしてこれは協定等がありはしないかといふので、一生懸命に調査をしているのであります。その結果、先ほど申し上げたわけですが、その結果、問題にたつたものがあるものであります。公取といましては、さらに十分調査いたしまして、独禁法違反事件があれば、この排除措置を講ずるといふふうに、極力努力したいと思ひます。

○渡辺勸吉君 この中央環境衛生審議会に公取の代表が委員として入つておられるはずであります。この中央環境衛生審議会の審議を通じて、中央環境衛生審議会の一例の御紹介があられた。今理髪で一例の御紹介があられたが、理髪の場合は中央基準が百四十九円五十銭、公取委員も、この基準料金で十分衛生なり、あるいは営業の適正が期せられることに同意をして決定されたと思ひますが、その点の理解の程度はどうなつているのであります。ようか。

○政府委員(佐藤基君) お話のとおりであります。

○渡辺勸吉君 現在の実施されております料金は、今申しました理髪料金の例にとりましても明らかなように、基準料金を大幅に上回つていまして、基準料金を上回つた以上同業組合の権力を強めた、あるいはアウトサイダー規制を強化する必要があるわけでありまして、むしろ自由な競争を行な

わせることこそが、国民経済、特に消費大衆の利益のためになると考へるものであります。これに対する委員長の御意見は何かでありますか。

○政府委員(佐藤基君) 消費者大衆の立場から申しまして、また、独禁法の立場から申しまして、結局自由競争をいたしまして、同じサービスのものはなるべく安くするといふのが理想であります。しかし、その基準料金、東京で申しますれば百六十円といふのが適正だと思つております。

○渡辺勸吉君 今、理髪料金の具体的な例で重ねて御回答いただいたのであります。この実施されている料金の値上げの理由としては、人件費の高騰といふことで理解をされていられるようでありまして、総理府の統計局で出した個人企業経済調査によりますと、東京消費者物価、男子理髪料金に占める業主の所得と従業員給与に見ましても、料金の上昇の大部分が、三十五年六月の総理府の調査では、理髪料が百五十六円六十七銭といふものが、三十六年の九月には二百二円になつていまして、この上昇率が二八・九%であります。しかし、理髪料の上昇率よりも、従業員給与の上昇率が約一〇%低いわけでありまして、業主所得がむしろ五八・七%と、非常に大きな幅の上昇を来たしておつて、肝心の水道、光熱費その他の経費、材料費がわずかに六%しか上昇していない。さらに悪いことには、賃金が上昇した以上、料金を上げればよいというような経営者の安易な態度を許すといふことは、これは経営者に経営の近代的な努力や体質改善の努力をおろそかにさせる結果となつて、これは業界の健全な発展のためには、現

行の環境衛生法の目的からいっても、非常にこれはきき違えられた実態に置かれておられると思います。で、委員長にお伺いしたいことは、経済憲法である独禁法の第二十四条では、生活協同組合、あるいは農業協同組合、あるいは漁業協同組合等の、営利を目的とせざる特殊法人は、末端価格維持契約から適用を除外されておるのでありますが、この独禁法の精神を類推いたしますならば、環境衛生法においても、農業協同組合、あるいは生活協同組合、漁業協同組合、労働組合等が、当然価格協定の除外される、員外者の規制命令の対象からも除外されるのが至当であると思いますが、この点に対する委員長の御意見はいかがでございますか。

○政府委員(佐藤基君) 員外者規制の問題は、これは自由競争原理から申しまして、極力避けるようにしておるわけでありまして。したがって、今申されましたような問題は、独禁法でも除外されておるのでありますからして、なるべく員外者規制としても除外するのが適当ではないかというふうに思います。

○渡辺勸吉君 以上の委員長の御答弁を通じて、公正取引委員会としては、この従来の適正な衛生措置の阻害のほかに、新たに営業の健全な経営の阻害というようなことを挿入しようとする改正に対しては反対であるというふうな今までの御答弁を通じて理解をいたしてよろしゅうございましょうか、どうでありましょうか。

○政府委員(佐藤基君) この問題につきましては、公正取引委員会の審議におきましても検討したのであります。

れども、われわれといたしましては、この環境法というものは、先ほど厚生大臣もお話のとおり、適正な衛生措置の確保ということが問題でありまして、そういう限度においてはかまわないけれども、さらに新たな営業の健全な発達というところを加えることはどうかというところであります。しかし、そのことは、現在におきましては中小企業団体の規定によって目的を達し得るのじやないか、そういう意味で、何もこの法律に入れる必要はないのじやないかというふうないわゆる反対意見を申しておる次第であります。

○渡辺勸吉君 非常に明快な御回答をいただきました。たいへん感謝をいたしますが、次に、提案者が、今度のこのように、今、公正取引委員長が必要がないとおっしゃったそういうことを、たとえば公正取引委員会に事前に御相談の上で御提案になった経過がございませうか、その点をお伺いいたします。

○衆議院議員(小沢辰男君) 御承知のとおり、この法律は前通常国会に提案をいたしましたのであります。その際に、私みずから委員会を代表しまして、公正取引委員会の事務当局に説明に参り、また、いろいろと来ていたいて相談をいたしました。確かに意見の違ひ点は、今御指摘の内容についてございまして、これは委員長の発言は、そのときから私も聞いております。なお、今、公正取引委員会が、中小企業団体のほうでいけるのだから、したがって、この環境法の中ではこの要件を必要としないのじやないか、こういう御意見であります。が、私どもは、環境関係の業種については

この法律でまとめてやっていくのに、商工組合をわざわざ作って中小企業団体の法によって処理をする必要はない。むしろ同じ目的を達するのにはあるならば、やはりこの環境法の関係の従来の業種については、環境法の中で処理し得るようになっていくほうがよほど親切ではなからうか、こういうことに委員会の打ち合わせができたわけでございます。

○渡辺勸吉君 今の法律の提案者の御説明を伺いましたが、事務当局と相談をしたという程度でこういう改正案を提案されたことは、きわめて遺憾であると思います。明らかに委員長自体が、こういう経済立法的な性格にすりかえることについての反対の意思を表明されている点は、もっと責任ある吟味検討を経て御提案をされるべきであつたのではないか、この点こそが、やはり改正案に対する大きな問題点であると思つた。この点については、農林大臣が出席をされました際に、農林大臣の意見も伺いますし、また、厚生大臣から直接の御回答もいただきましたと存じております。

○委員長(加瀬完君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(加瀬完君) 速記を起こし

○衆議院議員(小沢辰男君) ただいま公正取引委員長に会わないで、事務当局と相談して、そういう点は、はなはだ疎漏じやないかというお尋ねでございまして、私も公正取引委員会を代表した担当の部長と相談をし、あるいは議論をして進めた問題でございまして、この点は、公正取引委員長が

主宰をする委員会の意見というものを、正式に部長を通じて聞いておるわけでございますから、その点だけは私はっきり申し上げます。ただし、見解の相違は、これは政治的な判断に基づく委員会の各党の委員のいろいろ話し合った結果でございまして、この点はおっしゃる御意見は御意見として十分承りますけれども、事務局、事務官と相談しただけでけしからぬじやないかという点について、この点はひとつ御了解願いたいと思います。

○渡辺勸吉君 じゃ、この点については、もう一つだけ補足的に委員長に御質問いたしますが、環境衛生審議会に出席をされている公取委の代表も、このことについて反対の意思を述べられたと伺っておりますが、その点はどうでありますか。

○政府委員(佐藤基君) 厚生省の審議会に出で、局長が委員になつておりますが、局長も申し上げたと私も記憶しております。

○渡辺勸吉君 はっきりいたしました。やつと農林大臣も出席されたようでありますから、次に、農林大臣と厚生大臣にお伺いいたしますが、今度の改正法案では、要綱等にもありますように、適正化規程の認可、あるいは員外者に対する規制命令等の発動の要件として、従来の法律にうたつておる適正な衛生措置の阻害のほかに、新たに営業の健全な経営の阻害を加えることに改正案がなつておるのであります。これは先ほど厚生大臣の御説明と局長の御説明との中には、かなりの不統一な発表がございました。しかし、この

法律は、本来、衛生立法的な趣旨で貫かれておるものと理解しておつたのであります。が、今度の改正は、明らかに従来の衛生立法的な性格から大きくこれを逸脱して、経済立法的なものにその法律の性格を明確にすりかえようとする内容に理解されますが、この点について、まず、農林大臣の御所見をお伺いいたします。

○農務大臣(重政誠之君) ただいま御指摘になりました点につきまして、すりかえようとする法律がしておるかどうかは別問題といたしまして、少くとも、従来の環境衛生の限度をこえて、経済関係、経済行為にまでこの法律がやろうとするればやれるというふうになるのではないかと私は思うのであります。そこで、私の考えをいたしましては、御承知のとおり、畜産とか園芸とかいうものは、いわゆる成長部門であります。農業といたしましては、その方面に大いに伸ばさなければならぬのであります。肉は、やはりできるだけ多く、その需要、消費ができるだけ多くなるような指導方針で私どもは指導いたしておるのであります。それが他の原因によりまして、その値段が安くならないような行政措置が行なわれるということになりますと、われわれの行政方針にもそこに異なつたものがあつて参るのであります。その点につきましては、ただいま御指摘になりましたとほぼ同様な私は考えを持っておりますのであります。要するに、これはいろいろ他の関係もありまして、こういう改正案が環境衛生のほうから出て参つたと思つております。そこで、今の環境衛生の限度をこえて運用をせられることのないようにこれをい

たせば、それで両方ともその目的は達するのではないかと私は考えておる次第であります。

○渡辺勘吉君 厚生大臣からも……。

○國務大臣(西村英一君) 從來の法律では、員外者の規制をやる場合は、適正な衛生措置の阻害、または健全な経営の阻害ということになっておるわけでありました。その両者の条件を備えないと規制ができない、新たに経済上の問題をうたつたのではなくて、それを分離したのだと私は今回は解釈いたしておるのでございまして、ただいま農林大臣が申しましたように、厚生省の建前としては、この経済上の問題を、食肉に関する問題については含めておらないのであります。

○渡辺勸吉君 それでは、厚生大臣に、この点についてかきねてお伺いたしますが、営業の健全な経営が阻害されるといふ、この改正の中にうたわれておる表現は、きわめて抽象的でありますが、具体的にはどういう場合とそれでは大臣は理解されるのでありますか。また、その具体的な基準について御回答をいただきます。

○國務大臣(西村英一君) たとえば理髪業のような場合に、その理髪最低料金を割つて營業するといふような場合に、それはまあ大衆からいへば、料金は安ければ安いことがいいと思いますけれども、それがそういうことによつて衛生上の措置を怠るというようなこともありはせぬか、その場合に規制をしたいといふような場合が起こると思ふのであります。ところが、今法律の建前は、適正な衛生措置の阻害ということと、健全な経営といふことの二つの条件が備わらないと、なかなかこの

規制ができないと思うのでありまして、その点を今度の議員立法で、一つの要件によつて注意ができる、勧告ができるというふうな意味において議員立法で提案をなされたのじやないか、かように了解をいたしております。

○渡辺勘吉君　その基準はどうですか。

○政府委員(五十嵐義明君) 報告あるいは規制命令を出すというふうに衛生措置が阻害され、あるいは健全な経営が阻害されておるといような事態をどのように見るとかという御質問でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。先ほどもどなたかの発言のように、東京都の理髪関係の規制命令のお話が出たわけでございますが、その内容につきましては、私

どもは二つの方向を考えておりまして、一つは営業方法のほうに現われてくる、一つは経済的な面で現われてくるというふうに考えております。たとえば営業方法の上でありますと、営業時間を延長して客を招く、あるいは過重な労働を強いるとか、あるいは休日等を返上して営業に努めるというような面に現われてくる面が一つございます。

また、価格でダンピングを疑うというよう
うなことから、あるいは景品を付けて
客を招くというような面が現われて参
りまして、その結果、衛生上の問題に
支障多く、消毒その他に問題を残す
というように考えておるのであります。
○北村暢君 関連してちよっとお伺い
しますが、理髪料金、風呂屋の料金等
はいいですが、食肉の基準価格とい
うものは一体どうやって定めるか。環境
衛生審議会で食肉の基準価格というも

の、また、最低価格というものをきめるのか。おそらく経済官庁でない、また、そういう性格でない審議会で、日動くこの食肉の価格というものをどのようにこの規準をきめるのか、その方法について説明していただきたい。

○政府委員(五十嵐義明君) ただいま

お尋ねの点は、御質問の中にある程度
解答が出ていると私は考えるわけでご

ございます。先ほど畜産局長からも答弁がございましたように、この食肉の關係の基盤料金をきめていくということは、従来五年間のこの法律の運用上、そういう動きがございません。現在も、また、近い将来も、そういう動きは出てこないように私は理解いたしておるのであります。また、御指摘のとおり、この問題は非常に困難な問題だと考えます。

○北村暢君 健全な経営とか何とかなうことの判断をするのに、その食肉の価格が何だかわからないで健全な経営ということは何もきめられないじゃないですか。それをきめるには、そういうものをきめるものさしがないければ、健全経営だか何だかわからない。その基準は一体何か。したがって、きめられない食肉等については除外する

だ、そこのとこは、サービス料金だから何とかなうことなら、衛生の面からいろいろデータをとって百六十円なんという基準は出るだろうけれども、食肉の場合には、この健全経営になるかどうかということについての価格がわからないでは、一体健全経営かどうかという基準がわからないじゃないか。したがって、そういう点について、どういうルートで食肉のほうに

ついても処理できるのか。自信があるのか。その判断をするのは、この中央環境衛生審議会、これがやるのかやらないのか、こういうことを聞いておるのです。

○政府委員(五十嵐義明君) 今回の改正を含みまして、勧告を出します場合は、所轄二つの問題、三十三

には、価格に関する問題が出すれば、中央環境衛生適正化審議会に諮る

をだす場合にも諮って、その意見を求
めてから規制命令を出すということに
なっておるわけでありますが、その場
合、健全な経営が阻害されておるとい
うことを明確に見通す手段としてどう
いうものさしがあるか、こういうこと
でございますが、それは先ほど申し上
げましたように、営業の方法の上で一
つのさしがあるかと思えます。それ

も、その営業者の収支、あるいはそれをめぐる諸般の事情というようなことから、経営が健全に運営されているものかどうかという面も出てくるわけでございますので、そういう点で、もし問題がありますれば、そのように処理して参りたい、かように考えております。

○ 渡辺重吉君 非常にもう不明確な回答であつて、遺憾に思ひます。要するに、今でわかりましたことは、この營業法は衛生立法に名をかりて、実態的には、経済的な立法というものが一そうその性格を今度の改正案の上で明確に規定をするものと理解をいたします。この營業の健全な経営という、明らかに経済行為に属するものは、一体何省が所管をされるのか。たとえば、今、北村委員から発言がありまし

のいかしめます。

○閣務大臣(重政誠之君) 食肉については、農省が経営指導までを含めて担当されるのか。その点をまず農林大臣にお伺いしたい。

○閣員(菅原三郎君) 農省は、食肉については、農省が経営指導までを含めて担当されるのか。その点をまず農林大臣にお伺いしたい。

ての問題は、畜産についての問題は、農林省設置法によりまして、農林省が所管と、としております。厚生大臣の御

所管になるのは、衛生的見地に立つての衛生行政であらうかと考えております。

○渡辺勸吉君　今の点について、厚生大臣から御意見を伺いたいします。

○国務大臣(西村英一君)　私のほうも、私のほうの立場では衛生上の問題でございまして、食肉の問題について、その価格をどうしようというように考へては是れ来りやうてきておりませし

あり、今後も、私としてはやるつもりは
ない。今更には、彼等もやめて貰ひませう。
○渡辺勘吉君　今の厚生大臣の御答弁
を伺いますと、食肉販売業は、この環
営法の対象から削除するのがきゝめて
妥当であると理解いたしますが、厚生
大臣の御意見はいかがでございますか。

國務大臣(田村定一)　いや、さう

うではないのでございまして、衛生上の点につきましては、これはやるので、食肉の生産、卸、販売等の価格の問題については、農林大臣のお答えのとおりだと、こう申しとおるのであります。

○渡辺勲吉君　今の大臣の御答弁を伺いますと、ますます食肉販売業は環営法の対象から除外することが適当であると今の御答弁からも理解をいたします。

す。それがはなはだ遺憾であるとなれば、大臣のさらに御答弁を伺います。

○国務大臣（西村英一君） 私は、衛生上の立場から、当然現在の食肉販売に對しては、現在の法律で衛生上の立場からは必要だと、こう言っておるのです。ただし、販売価格の点においては、従来も触れておらないし、今後とも触れたくない、こう言っておるのでございます。これは農林省の所管である、こう答えておるのでございます。

○渡辺勲吉君 それでは、今の点について農林大臣のものと具体的なお考えをお伺いしたいのであります。

○国務大臣（重政誠之君） 食肉の販売業という経済行為をやる事業につきましては、農林大臣の所管であることは間違いない。ただ、販売をいたします店舗等についての衛生施設、衛生上の取り締まり、衛生上のまた御指導というものは、これは厚生大臣の御所管であらうと考えております。

○渡辺勲吉君 与えられた時間がないもので、たいへんどうも残念であります。次の問題に入ります。この点については、営業の健全な経営が阻害されたという場合、その場合の同業組合が作成いたしますところの適正化規程が適正であるかどうか、そういうものについては審議会に諮問をされると思いますが、その点はどうでありますか、厚生大臣。

○国務大臣（西村英一君） 今ちょっと聞き落しましたが、その企画の点の問題でございますか。

○渡辺勲吉君 同業組合が作る適正化の規程が適正であるかどうか、それを審議会に諮問をされますかどうか。

○国務大臣（西村英一君） もちろん審議会に諮問をされると私は思います。

○渡辺勲吉君 その答申を尊重されておりますか、今までどうでありますか。

○国務大臣（西村英一君） 答申はもちろん尊重いたしております。

○渡辺勲吉君 それでは伺いますが、理髪料金の例を先ほど公取委員長が申されましたが、東京の組合が百六十円、こういうものに対して、現在二百五十円から二百七十円にもなっている、そういう点はきわめて遺憾であるという委員長の御回答をいただいておりますのであります。ほんとうに今大臣がおっしゃったように、その答申を尊重されるという誠意が、経過的にはまだ微弱であったと理解するのであります。その点はどうですか。

○国務大臣（西村英一君） 理髪の問題ですが、その理髪の問題は、最低料金を答申を願っておけるわけでございまして、それ以上の価格について私のほうでとかく言うあはれはない。ただ、安くしろという行政上の指導はいたしませんけれども……。

○渡辺勲吉君 どうも理髪にばかり時間をとりますが、先ほどの公取委員長が御答弁にもありましたように、中央基準が百四十九円五十銭、これで十分環境衛生の趣旨に沿った措置ができるという内容でこれが出ておるわけでありまして、そういう点から申しますと、今の大臣の答弁は、そういう審議会の答申が非常に軽視されておる。今までの経過は別といたしましても、その最低基準料金で十分そういう措置ができるという内容の検討の上でこれが答申されておるわけでありまして、内容を個

個具体的に検討に検討を重ねて出したそれは答申であります。でありますから、過去をこれ以上どうこう申し上げるつもりはございませんが、今後はこの権威ある審議会の答申を十分に尊重して実施をしていただきたいという希望をこの際申し上げておきます。

○委員（加瀬完君） 厚生大臣が答へにありませんが、今の問題は答えていただいたほうがいいでしょう。

○国務大臣（西村英一君） 答申がりますれば、その答申を尊重いたしまして、料金等、なるべく安いように指導するのは当然でありますので、十分指導したいと思っております。

○渡辺勲吉君 この改正案の第二の問題点は、員外者規制の強化の問題であります。このような改正案に見られるようなカルテルの行為を行ない、しかも、員外者までもこれで規制をする、この規制に従わない場合には営業停止処分という厳罰がありますが、一体こういう法律改正の内容は、憲法に保障するところの営業の自由を侵害することにならないかどうか。法制局の御回答を求めます。

○政府委員（山内一夫君） 今の問題は、たしか中小企業団体組織法のほうにもこの例は私はないと思っております。それで、結局、今、環境法の改正される——何と申しますか、適正化規程ができることとこの基準の問題、これが法律の所期しておるところの一つの目的でございまして、こういう適正な衛生措置が講ぜられなくなる、あるいは営業の健全な経営が阻害されることになるというところが、公共の福祉上、やはりそういう事態を阻止するのが必要であるという前提が立ちますれば、これを全

体に押し及ぼさない限り、そういう望ましくない事態が防止できないという前提が立ちますれば、これは憲法違反ではないと思っております。

○渡辺勲吉君 それでは、次に、問題の食肉販売の問題について伺いたいと思いますが、この食肉販売業が本法の対象営業になっております。その他の対象営業は、氷雪販売業を除いて、全部がいわゆるサービス業でありますのに、物品販売業であるところの食肉と氷雪だけをなぜ加えたのであります。もし食肉をどうしても入れなければならぬということでありますならば、食品衛生法の業種を全部入れなければ、これは非常に不均衡である扱いが出て参るわけでありまして、そういう部分をつかまえて、厚生大臣は、この環境法の対象業務はサービス業務であると仰せられたところにもその本質があるように、なぜそういうサービス業務以外に、食肉販売業及び氷雪販売業という、そういう物品販売業を特に抽出して対象業務にされたのであります。この点を厚生大臣からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（西村英一君） これは議員立法でございますからそういうことになったのですが、しかし、それはそれといたしまして、やはり肉を扱うとか、あるいは水店がやはり非常に病気の面、伝染病等からは、やはり気をつけなければならぬ職種ではなからうかと私は考えまして、それ以上におわかつて私のほうで価格の点を云々するということのようなことは、私どもの行政としては出過ぎておりますけれども、その必要はあるかと私も思うのであります。

○渡辺勲吉君 どうもこの食品衛生法の対象の中から、特に食肉だけを引出したということは納得がいきません。畜産は、農基法にもうたつておりますように、選択的拡大の中心とされている項目であります。にもかかわらず、昨今の豚の枝肉の暴落に見られますように、これは産地の価格が暴落をしておるのに、小売価格はその値幅が非常に定着しております。農林省の最近発表された資料を見ましても、一番最近のことしの一月に例をとりましても、豚肉の産地価格が、前年同月の比較で七二という指数が出ておりますのに、同じく小売価格は九〇という指数が出ております。ことしの六月は、産地の価格が前年同月に比べて七、二、三とも産地価格が暴落をいたしておりますのに、小売価格は前年同期に比べて八七、わずか一三%の低落を示しておるにすぎないわけでありまして、こういうふうな、非常に生産者価格が不安定であるという原因は、食肉の流通機構が前近代的であり、前時代的なもので、中間経費が非常にかさんでおるのであります。同じく農林省の発表しておる肉畜の中間利潤を見ますと、農家の庭先価格で生体当たりの一頭の値段が一万五千七百五十円、農家の庭先で一万五千七百五十円に売り渡されたものが、小売価格では二万五千八百八十二円、実に六割二分の増高を示して消費者に売り渡されておる実態であります。中間経費は、この数字から見ましても、六割二分にも達しておる。その中で小売商のマージンは二七%を占めております。金額にして一頭あたり換算四千二百六十四円、こ

うに押し及ぼさない限り、そういう望ましくない事態が防止できないという前提が立ちますれば、これは憲法違反ではないと思っております。

○渡辺勲吉君 それでは、次に、問題の食肉販売の問題について伺いたいと思いますが、この食肉販売業が本法の対象営業になっております。その他の対象営業は、氷雪販売業を除いて、全部がいわゆるサービス業でありますのに、物品販売業であるところの食肉と氷雪だけをなぜ加えたのであります。もし食肉をどうしても入れなければならぬということでありますならば、食品衛生法の業種を全部入れなければ、これは非常に不均衡である扱いが出て参るわけでありまして、そういう部分をつかまえて、厚生大臣は、この環境法の対象業務はサービス業務であると仰せられたところにもその本質があるように、なぜそういうサービス業務以外に、食肉販売業及び氷雪販売業という、そういう物品販売業を特に抽出して対象業務にされたのであります。この点を厚生大臣からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（西村英一君） これは議員立法でございますからそういうことになったのですが、しかし、それはそれといたしまして、やはり肉を扱うとか、あるいは水店がやはり非常に病気の面、伝染病等からは、やはり気をつけなければならぬ職種ではなからうかと私は考えまして、それ以上におわかつて私のほうで価格の点を云々するということのようなことは、私どもの行政としては出過ぎておりますけれども、その必要はあるかと私も思うのであります。

○渡辺勲吉君 どうもこの食品衛生法の対象の中から、特に食肉だけを引出したということは納得がいきません。畜産は、農基法にもうたつておりますように、選択的拡大の中心とされている項目であります。にもかかわらず、昨今の豚の枝肉の暴落に見られますように、これは産地の価格が暴落をしておるのに、小売価格はその値幅が非常に定着しております。農林省の最近発表された資料を見ましても、一番最近のことしの一月に例をとりましても、豚肉の産地価格が、前年同月の比較で七二という指数が出ておりますのに、同じく小売価格は九〇という指数が出ております。ことしの六月は、産地の価格が前年同月に比べて七、二、三とも産地価格が暴落をいたしておりますのに、小売価格は前年同期に比べて八七、わずか一三%の低落を示しておるにすぎないわけでありまして、こういうふうな、非常に生産者価格が不安定であるという原因は、食肉の流通機構が前近代的であり、前時代的なもので、中間経費が非常にかさんでおるのであります。同じく農林省の発表しておる肉畜の中間利潤を見ますと、農家の庭先価格で生体当たりの一頭の値段が一万五千七百五十円、農家の庭先で一万五千七百五十円に売り渡されたものが、小売価格では二万五千八百八十二円、実に六割二分の増高を示して消費者に売り渡されておる実態であります。中間経費は、この数字から見ましても、六割二分にも達しておる。その中で小売商のマージンは二七%を占めております。金額にして一頭あたり換算四千二百六十四円、こ

うに押し及ぼさない限り、そういう望ましくない事態が防止できないという前提が立ちますれば、これは憲法違反ではないと思っております。

○渡辺勲吉君 それでは、次に、問題の食肉販売の問題について伺いたいと思いますが、この食肉販売業が本法の対象営業になっております。その他の対象営業は、氷雪販売業を除いて、全部がいわゆるサービス業でありますのに、物品販売業であるところの食肉と氷雪だけをなぜ加えたのであります。もし食肉をどうしても入れなければならぬということでありますならば、食品衛生法の業種を全部入れなければ、これは非常に不均衡である扱いが出て参るわけでありまして、そういう部分をつかまえて、厚生大臣は、この環境法の対象業務はサービス業務であると仰せられたところにもその本質があるように、なぜそういうサービス業務以外に、食肉販売業及び氷雪販売業という、そういう物品販売業を特に抽出して対象業務にされたのであります。この点を厚生大臣からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（西村英一君） これは議員立法でございますからそういうことになったのですが、しかし、それはそれといたしまして、やはり肉を扱うとか、あるいは水店がやはり非常に病気の面、伝染病等からは、やはり気をつけなければならぬ職種ではなからうかと私は考えまして、それ以上におわかつて私のほうで価格の点を云々するということのようなことは、私どもの行政としては出過ぎておりますけれども、その必要はあるかと私も思うのであります。

○渡辺勲吉君 どうもこの食品衛生法の対象の中から、特に食肉だけを引出したということは納得がいきません。畜産は、農基法にもうたつておりますように、選択的拡大の中心とされている項目であります。にもかかわらず、昨今の豚の枝肉の暴落に見られますように、これは産地の価格が暴落をしておるのに、小売価格はその値幅が非常に定着しております。農林省の最近発表された資料を見ましても、一番最近のことしの一月に例をとりましても、豚肉の産地価格が、前年同月の比較で七二という指数が出ておりますのに、同じく小売価格は九〇という指数が出ております。ことしの六月は、産地の価格が前年同月に比べて七、二、三とも産地価格が暴落をいたしておりますのに、小売価格は前年同期に比べて八七、わずか一三%の低落を示しておるにすぎないわけでありまして、こういうふうな、非常に生産者価格が不安定であるという原因は、食肉の流通機構が前近代的であり、前時代的なもので、中間経費が非常にかさんでおるのであります。同じく農林省の発表しておる肉畜の中間利潤を見ますと、農家の庭先価格で生体当たりの一頭の値段が一万五千七百五十円、農家の庭先で一万五千七百五十円に売り渡されたものが、小売価格では二万五千八百八十二円、実に六割二分の増高を示して消費者に売り渡されておる実態であります。中間経費は、この数字から見ましても、六割二分にも達しておる。その中で小売商のマージンは二七%を占めております。金額にして一頭あたり換算四千二百六十四円、こ

うに押し及ぼさない限り、そういう望ましくない事態が防止できないという前提が立ちますれば、これは憲法違反ではないと思っております。

○渡辺勲吉君 それでは、次に、問題の食肉販売の問題について伺いたいと思いますが、この食肉販売業が本法の対象営業になっております。その他の対象営業は、氷雪販売業を除いて、全部がいわゆるサービス業でありますのに、物品販売業であるところの食肉と氷雪だけをなぜ加えたのであります。もし食肉をどうしても入れなければならぬということでありますならば、食品衛生法の業種を全部入れなければ、これは非常に不均衡である扱いが出て参るわけでありまして、そういう部分をつかまえて、厚生大臣は、この環境法の対象業務はサービス業務であると仰せられたところにもその本質があるように、なぜそういうサービス業務以外に、食肉販売業及び氷雪販売業という、そういう物品販売業を特に抽出して対象業務にされたのであります。この点を厚生大臣からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（西村英一君） これは議員立法でございますからそういうことになったのですが、しかし、それはそれといたしまして、やはり肉を扱うとか、あるいは水店がやはり非常に病気の面、伝染病等からは、やはり気をつけなければならぬ職種ではなからうかと私は考えまして、それ以上におわかつて私のほうで価格の点を云々するということのようなことは、私どもの行政としては出過ぎておりますけれども、その必要はあるかと私も思うのであります。

したような中間経費の非常に不合理な利潤をこの法律は温存することが意図されておられるように考えられるのでありますが、この点について、まず、農林大臣の御所見をお伺いいたします。

○農務大臣(重政誠之君) 食肉の流通機構が十分におらないという御指摘でございますが、それは私も全く同感でございます。この点は従来とも改善をいたさなければならぬと考えて、検討をいたしておるのであります。いろいろの事情もございまして、なかなか思うにまかせませんが、できるだけひとつすみやかにその流通機構の改善をはかって、産地が安くなれば消費者に安く食肉の提供ができる、こういう方向で進みたい、こう考えておる次第であります。

○渡辺勘吉君 それでは、最後にお伺いしたい点は、先ほど藤野委員が取り上げられたことについて回答がなかったようにありますので、それを最後に御質問いたします。

三十二年の五月にこの法律が制定されたときに、厚生、農林両大臣、党三役の間で覚書がかわされたのであります。これは次期国会で、食肉販売業を適用業種から削除する、この覚書が取りかわされておるのであります。厚生省はこの覚書にいかん善処をされたか、また、そのとった措置がどうか、また、農林大臣は、またこれに対してどういう相談を受け、また、相談をされ、この次期国会に提案するといふことについて善処をされたか、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(西村英一君) さいぜんも申しましたように、そういう覚書は私も拝見をいたしました。今日まで数

回の国会を通じて、五年にもなるわけでございます。その間、厚生、農林両省は打ち合わせをして今日に参つておるのが現状でございます。

○農務大臣(重政誠之君) 御指摘のような覚書が存在をいたしておること、私は、私も拝聴いたしております。厚生省と農林省の間で、その覚書の実行について相談はあったようであり、その実現に至らなかった次第であります。そういったしまして、食肉についての環境衛生組合が設立を見たのであります。その際には、農林省側としては、これに対しては反対の態度をもつてやつたのであります。結局それが設立になったというふうな実情にあるわけでありまして。

○牛田寛君 環境法の一部改正の問題でございますが、ただいままでの審議を伺っておりますが、非常に問題点が多い。私の感じますところでは、これは改正ではなくて、むしろ改悪ではないかというふうにも考えるわけでございます。そこで、初めにお伺いいたしますのは、提案理由の御説明にもございまして、このたびの改正は、この法律の所期する効果の達成に支障を来たす面があるということ、この制度の整備をしようというこの目的のために改正するという御趣旨でございますけれども、具体的にどういふ点で効果の達成に支障を来たすのか、この点について提案者から伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(小沢辰男君) 私も昨年の秋の臨時国会でやはり三党共同で、また、参議院の御承認を得まして一部の法律改正をやつたわけでございまして、御承知のとおり、員外者に対する規制命令の発動につきましては、先ほども申し上げましたように、特に営業時間、方法等につきまして、昨年の秋以来、東京都におきまして問題を生じました。いろいろと実際にこれの

実情を聞いておりましたところ、なかなかこの法律案の中にある適正措置の阻害というふうな点を端的に把握するということが非常にめんどむい、かつ、長期を要するといふような点で、そのために、せっかく公の審議機関を通りまして認められまして適正化規程というものの内部における運営すなかなかなかできないという団体の実情等を考えまして、これではせっかく作つた法律の円滑な実施ができない、そのために業界が混乱するといふような現実の姿を見ましたもので、それについて考えまして今回の改正をいたしたわけでございまして。

○牛田寛君 今回の改正の要点は、まず第一の「適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合」、その点が最も主要な問題だと考えられておりますが、ただいまの御説明によりまして、特に員外者の規制命令の問題でありまして、特にその内容が勤務時間というふうな問題をとり上げておりますが、営業の健全な経営云々という理由は非常に薄弱である、私は理解するのであります。その点についていかがでございますか。

○衆議院議員(小沢辰男君) 先ほど私が申し上げましたように、中小企業団体組織法の考え方が、特に前回の国会で改正案が成立をいたしましたので、不況カルテルから合理化カルテルに進んでいる現状等も考えまして、同じ中小企業

者、むしろそれ以下の零細な企業が過当競争によりまして、いろいろの弊害が出てくるという点に対して、せっかくできた法律の趣旨を貫くために、いわば看板を二枚掲げるのをできるだけ容易にしたい、一方、実は適正化規程にしましては、これは御承知のとおり、先ほど質問にございまして、審議会を通り、そうした消費者団体も入った、あるいはまた第三者的な意味で公取の委員も入つたようなところでできたものについての員外者に対する適用でございまして、したがって、今回の改正をすることにより、そういう基本的な点についての公正妥協は担保しながらも、そので、よりやりやすくするといふことには、実は政治的な意味で重点を置いたのでございまして。

○牛田寛君 今お話を伺いますと、環境法の効果の達成に支障を来たすといふ提案理由でございまして、それとは少し焦点がずれておる。むしろ経済不況という、一つの経済的な一般の現象からこの改正をなさつたといふふうな私ども聞かせるんです。そういった私どもも環境衛生上の措置を実施していくといふことが本来の趣旨であるところの環境法の本旨を、もうすでに改正の動機からしてずれておる、そういうふうには私にたゞいまの御答弁から理解するのではありませんか。

○衆議院議員(小沢辰男君) そういう意図は全くございませんで、御承知のとおり、発端になりましたのは、営業時間、あるいは休日の問題からからみまして、これらが組合で定めまして適正化規程というものを員外者に適用す

る場合に、その適用にあつた条件として、しかも、第一条にも、また、すでに員外者に対する規制命令の発動の現行法の五十六条の二の規定におきましても、「営業の健全な経営が阻害」といふことがやはり出てきておりますので、零細企業であればあるほど、営業の健全を阻害するようなものであると、衛生措置はやはり確保されないと、衛生措置がここに改正をやつたわけでございますから、不況の現況を打開するための経済的な目的の改正という意図は、また、そういう議論をしたことも、実は衆議院の委員会の協議ではございませんで。

○牛田寛君 現行法では、衛生措置を講ずることが阻害された場合に、料金等の規制、その他の経営の安定をもたすための措置を講ずることができるようになつた表現になっております。ただいまの御答弁であれば、現行法で十分これは規制できるのであつて、何も特に取り上げて営業の健全な経営が阻害されるという条項を入れる必要はないと私は考へる。

○衆議院議員(小沢辰男君) 現行法の五十六条の二にも、当該営業の健全な経営が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態がそのままであると、適正な衛生措置の阻害を来たすおそれがあると、こういうのが要件になつておるのであります。したがって、私も今回の改正で考えましたのは、もちろん政府としては適正な衛生措置の確保といふことにあるわけでございますが、営業時間や、そういう面になりますと、なかなかそれを判定するための材料は、相当の長年月にわたりました、それが労働条件にいか

に反映し、その労働条件の結果、実際に顧客に接する衛生——その人たちの健康状態がどういふに影響し、それから、さらに他に衛生上の被害を及ぼすような事態になるかどうかという点については、非常に実地めんどうでございますので、健全な経営の阻害が、やはり業界全体から見ますと、だんだん質の低下になってくる、そういう面を特に重視いたしましてこの改正をやろうというふうにいたしましたわけでございますので、決して実は業界の経済的な問題を解決するためではありません。その点は、特に発端は、やはり十月以来の規制命令のいろいろな論争、論点から見ました、そういうことで起こってきた点を御了承いただきたいと思ひます。

○牛田寛君 今までたびたびこの点について論議されておりますので、こまかい点を一つ一つ申し上げませんが、環境法は、どこまでも環境衛生ということを中心として定められた法律でありますので、ただいまの御答弁であります、あらためて経済措置も行なうというふうな立場での改正であるというふうに変わつてきているわけであり、先ほどのお話ですと、この法の制定の際には、中小企業法もまだ制定されておらないときであるというところでありますが、すでに団体法が制定されておまして、しかも、不況カルテルだけではなしに、合理化カルテルも成立の要件に入っているわけであり、また、むしろそのような経済的な要件を克服するためには、中小企業団体法によって処理することが当然である、かように私は考えるわけでございます。何ゆえ……

○衆議院議員(小沢辰男君) ごもつともな御意見でございます、私もそのよういふような点を考えてみました、同じようなことであるなら、この法律の議員立法されました当時のいきさつから見まして、公衆衛生の見地から、関係の深い業界、これらの業界が一本にまとまつて指導され、監督もされ、運営せられていく環境法で同じような目的を達するほうが、より合理的ではなからうか、こういう各党の意見になったわけでございます。

○牛田寛君 ここに一つの問題点が出てくると思うのです。中小企業団体法は、独禁法の適用除外としてカルテル行為を認めておりますが、料金あるいは価格の規制の点については、それ以前の何段階かの条件がある。中小企業団体法を見てみますと、十七条の「商工組合の事業」では、第一項第一号、第二号、第三号では、価格の規制の前に、原材料の購入があるとか、流通の問題であるとか、あるいは販売数量だとか、そういう点についての規制を行なつた上で、どうしてもその不況条件が克服されないとき、または不安定条件が克服されないときに、初めて物価なり賃金の規制を行なうことができるという、そういう慎重な形をとっているわけであり、ところが、今度の改正は単に「営業の健全な経営」という抽象的な表現だけでこの一項が入っている。これはこの一項のためにカルテルの成立要件が成立するおそれがあるわけ、これは一面の現象であるところの勤務時間の問題、それから衛生状態から考えてその判定を下すのが困難であるという理由だけでこういう基本的な経済要件というものをこの中に入れるということは、これは根本的に大きな誤りであると私は思ひます。この点について公取委員長の御意見を承りたい。

○政府委員(佐藤基君) ただいまお話がありました中小企業団体法におきましても、あるいはまた独禁法の不況カルテルにつきましても、価格協定といふことは、よくよくの場合でないといふこと、まず第一段の数量制限その他の制限をやつて、しかる後に、なおかつ、不況克服ができない場合に価格協定といふような慎重な手続をとつておるわけであり、そこで、そういう点から申しましても、やはりこの環境法につきましても、そういう配慮が必要じゃないかというところが私のほうの反対の一つの理由にもなつておる次第でございます。

○牛田寛君 農林大臣の、御予定が詰まつておるようでありますから、農林大臣にお伺ひいたします。先ほどの話にも出て参りましたが、食肉関係は環境法からはずすという申し合せがすでにできておるし、しかも数年を経過しておる。そのまゝ今でも環境法に入れておつて経過した。何らの措置もとられていなかったことについては、農林大臣はどのようにお考えですか。

○政府委員(佐藤基君) これまでのところは、どうもいかなともなしがたいわけであり、最近もつとも十分両省の間には連絡をとりまして、かりにこういう法律が両院を通過して制定せられましても、食肉の販売と申します、価格その他の問題については、この規定は政府内部において適用しないようにいたそう、こういうふうな考えになっておるわけであり、

○牛田寛君 農林大臣のお言葉を信ずることにはいたしまして、時間がございませぬので、このたびの法律改正が行なわれましても、これは以前とはだいぶ条件が変わつてくると思ひます。すでに食肉という一つの商品を取り扱ういろいろな立場の人たちの間で意見の食い違いが起つてきておる。そういういたしますと、これはすでに食肉という問題をめぐつて混乱の起る可能性は、十分に証拠が現れてきておる。それに対して、農林大臣はまだこれをお見送りになるお考えかどうか、この点をひとつお伺ひいたしたい。

○牛田寛君 農林大臣の御答弁でございます。今度の改正は非常に好ましくない。しかし、諸般の都合でやむを得ないといふようなお言葉でございますけれども、法律といふものは一体だれのためにあるのか、また、法律の運用といふものが一体だれのために、何を対象として、中心に考えて行なわなければならないかというのを考えますと、やはりこれは食肉といふ一つの対象を考えた場合には、やはり食肉の生産者なり販売業者が迷惑をこうむらないで、円滑に取引なり生産ができるようになつていくのが、これが政治の立場ではないかと思ひます。農林大臣のただいまのお言葉では、そういうふうな国民の利益を中心としたお考えではなくて、ただいまの法律の成立の経過であるとか、あるいは今までの話し合いの都合であるとか、そういうものを中心にして判断されておるようには私は思ひます。しかし、いろいろの御事情もあることだろうと思ひますから、この法律を両院で通過せられましたならば、あとは運用の問題になります。政府といたしまして、厚生、農林、両大臣の間におきましては、事実上この食肉の販売業につきましては、ただいま問題になっております規定の適用はいたさないようにやりたい、こういうふうな考えでおる次第であります。

○牛田寛君 すでに数年前に、適用業種から除外するという覚書ができておるにもかかわらず、これまで延び延びになっておる。覚書ができておるからでありますから、現在適用業種に含まれておるという感じが悪いことではない、必ず問題が予想されておるわけであり、しかも、ただいまの御答弁の中に、今度の改正は非常に好ましくない。しかし、諸般の都合でやむを得ないといふようなお言葉でございますけれども、法律といふものは一体だれのためにあるのか、また、法律の運用といふものが一体だれのために、何を対象として、中心に考えて行なわなければならないかというのを考えますと、やはりこれは食肉といふ一つの対象を考えた場合には、やはり食肉の生産者なり販売業者が迷惑をこうむらないで、円滑に取引なり生産ができるようになつていくのが、これが政治の立場ではないかと思ひます。農林大臣のただいまのお言葉では、そういうふうな国民の利益を中心としたお考えではなくて、ただいまの法律の成立の経過であるとか、あるいは今までの話し合いの都合であるとか、そういうものを中心にして判断されておるようには私は思ひます。しかし、いろいろの御事情もあることだろうと思ひますから、この法律を両院で通過せられましたならば、あとは運用の問題になります。政府といたしまして、厚生、農林、両大臣の間におきましては、事実上この食肉の販売業につきましては、ただいま問題になっております規定の適用はいたさないようにやりたい、こういうふうな考えでおる次第であります。

では反対ではないかと思ひます。農林大臣の責任としてのお立場では、あくまでも食肉を扱う生産者なり販売業者なりの利益を中心として、その利益のために不利だ、相反するというような、そういう法律案ならば、むしろ農林大臣の責任において、はっきりこれは反対の意思を表明していただきたいと私は思ふのですが、その点についての明確なひとつ御答弁を願ひたい。

○國務大臣(重政誠之君) お言葉のとおりであります。法律、制度は、申すまでもなく、国民の利益を中心に考へなければならぬということは当然のことです。でありますから、先ほども御答弁申し上げましたように、私の率直なる希望を述べさせていただければ、こういうような食肉販売業の経済行為にまで適用がなされるような規定は好ましくない、こう思ふのであります。

○牛田寛君 時間もございませんで、農林大臣に対する質疑はこれで打ち切ります。

提案者にお伺ひするわけであります。法律改正の趣旨は、趣旨といたしましても、その結果としては、ただいま農林大臣の御答弁にもありますように、食肉という一つの業種について考へましても、非常な混乱の要因になることが予想されるわけであります。ただいまの衛生措置の要件から判断することは困難であるという問題、これは、まだまだほかの措置でも十分にかバーできるという性質のものであるにかかわらず、その法律改正が大きな弊害を伴つてくるおそれがあるということについては、どのようにお考えになりますか。

○衆議院議員(小沢辰男君) 先ほど来食肉関係の適用を除外したらどうか、この問題をめぐりましていろいろ御意見を拝聴いたしました。私も衆議院の社会労働委員会で議論をいたしましたときにもその問題はございまして、御承知と思いますが、現在まで食肉関係の業界につきましては、組合の結成はありましたが、この適正化規程というものは全然今日まで実施をされておらず、制定もされておらず、認可もされておらず。したがって、今日までの食品の中で、いわゆる畜産の価格につきましては、この法律が支障になつたり、あるいはこの法律を隠れみのにしているような事態というものは全くないかと私は判断をいたしておるのであります。もし従来までそういう問題が、国会でも、あるいは国民の中でも問題があるとすれば、他の流通過程に対する他の行政の、あるいは政治の問題でなからうかと思ひます。今回の改正で、さらにその事態が変更を来すかどうかという問題でございしますが、今回の改正は、主としてこの提案の説明の中をこらになつていただいてもわかりませんが、規制命令、適正化規程というものができ上がりましてあとで、これを員外者に適用するにあつたてのいろいろな問題を中心にして改正をいたしておるわけでございます。したがって、適正化規程というものは今日ないんですから、したがって、この業種につきましては、今日のところ問題は起こらないわけでございますが、しかし、法律でございしますから、当然この適正化規程というものを申請をし、これが審議会にかかり、それから中央官庁の認可

の対象になるというところは事実でございます。私も、食肉関係の将来の農業基本法に即応した行政の進展というものををはかります趣旨には大賛成でございます。その意味で、とにかく、とりあへずはこの改正そのものに直接今関係はないわけでございますので、一応食肉関係のものについては、行政措置として、ひとつ両省で十分従来の趣旨に沿つた運営をしてみたいまして、その間にいろいろ検討を願つた上で、あらためてひとつこの問題を討議しよう、そうして必要があれば所要な措置を加えようじゃないか、それまでは、ひとつしばらく他の業界全体のこともございしますので、御了解を得たい、こういう気持ちで実は改正をしたわけでございます。

○牛田寛君 農林大臣も、農林省の立場から、この改正については問題がある、こう言われておる。また、公正取引委員長も、独禁法の立場から、環営法が経済措置に反映することについての反対意見を表明しておられます。ただいまの御答弁ですと、非常な混乱は起こらないという御意見でございしますけれども、農林大臣も公取委員長も、この点について反対意見を持つておられるのであります。それを、ただ提案者の立場で、混乱は起こらない、問題はないんだというふうに一方的に断定なさるということとはそれは越権ではないか、少なくとも、現在は物価の問題が問題になっております。資金の値上げも問題になっております。流通機構の問題も問題になっております。そういうふうな一つの物価の問題、国民の生活に直接つながる大事な問題にこの法改正が根本的につながつておるとい

う点について、ただ提案者の一方的な意見だけを押し通すというわけには私はいかない、少なくとも、関係各省の責任ある立場では、この農林大臣なり公取委員長なりの意見は十分尊重されて、そして意見の一致の上にやはり法律改正というものをなさなければならぬと思ふのです。ところが、このたびの環営法の改正案の審議にあたりましては、衆議院におきましても、あるいは参議院におきましても、ほとんど時間がかけられていないように私は承知しております。そのようなことで、はたして国民の生活の安定ということに確保できるかどうかということについて、私は国会議員の一人として、国民に対する責任の上において、非常に不満を持つておるわけであります。もう少しこの点については、本日の審議でも明らかにように、根本的に十分なる検討をなされた上で決定されておそれはないと私は思ひます。むしろ、この法案が早急に決定されるということに、国民にとっては一つの大きな不幸の要因になるおそれが十分にあると私は思ひます。その点について、もう一度ただいまの御答弁のような断定的な御意見ではなしに、検討するということ御見解を私は承りたいと思ふわけですが、

○衆議院議員(小沢辰男君) 先ほども申しましたように、私たちとしては、食肉の問題につきまして、なお十分検討するということとは十分私ども三党で話し合ひをいたしております。ただ、当面他の団体のこともございしますので、今食肉関係が具体的な問題になつておるわけではありません。また、問題はなるようなおそれにつきましては、行政当局で、両省で十分その点は

協議をして、前のような取り扱いを継続していくということがはっきりいたしておりますので、今後の一つの問題として、当面この改正をひとつ御了承願ひまして、将来そういう面につきましては、十分私どもも、よく三党で話し合ひをいたしたこともございします。善処したいという気持ちでございますので、その趣旨は変わつてないように思ふのです。当面一つの問題解決として御了承をいただきたい。

○委員長(加瀬亮君) これをもって連合審査会を終了いたしますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬亮君) 異議ないと認めます。連合審査会を終了いたしました。

櫻井農水委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○櫻井志郎君 農林水産委員会を代表いたしまして、一言あいさつ申し上げます。

社会労働委員会委員長及び委員各位におかれましては、農林水産委員会全員の要請による決議に基づきました連合審査を快く受け入れていただきまして、本日、長時間にわたつて審査ができましたことに對しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(加瀬亮君) これにて散会いたします。

午後二時九分散会

昭和三十七年九月八日印刷

昭和三十七年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局